

議第192号

令和7年度滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度滋賀県の琵琶湖流域下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 琵琶湖流域下水道事業費用		千円 21,651,100	千円 9,552	千円 21,660,652
	1 営 業 費 用	21,131,461	9,552	21,141,013

（資本的収入および支出）

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

（補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,784,700千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,200,791千円、当年度分損益勘定留保資金 1,553,623千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額30,286千円で補填するものとする。）

収 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 収 入		千円 16,970,000	千円 5,400	千円 16,975,400
	1 企 業 債	3,950,100	5,400	3,955,500

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 支 出		千円 19,754,700	千円 5,400	千円 19,760,100
	1 建 設 改 良 費	15,327,051	5,400	15,332,451

（企業債）

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
流域下水道建設事業費	千円 3,136,500	千円 3,141,900
計	3,950,100	3,955,500

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
職 員 給 与 費	千円 542,310	千円 14,952	千円 557,262

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造